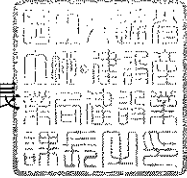


国土建第171号

平成26年12月25日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

本年12月25日付で、平成26年国土交通大臣告示第1193号をもって、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号）を改正しました。（参考資料のとおり。）

あわせて、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）における建設工事の例示及び建設工事の区分の考え方についても、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業主管部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成26年12月25日から適用されることとなっております。ただし、改正後の【第二条関係】二(23)の規定並びに別表1とび・土工・コンクリート工事の項（イに限る。）及び解体工事の項の規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から適用されることとなっております。